

◎厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件
新 旧 対 照 条 文

○厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の注7、注10及び注13の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。 一～六 （略）	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第8の1の注4の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。 一～六 （略）